

※株式会社岡本薬局（本店）、岡本薬局みなみ店（みなみ店）ごとの記載については、「本店」「みなみ店」で区別しています。

調剤報酬点数表に関する事項

① 調剤管理料

患者さまやご家族から伺った投薬履歴や副作用・アレルギーの有無、服薬状況、お薬手帳の情報、医薬品リスク管理計画（RMP）などをもとに、薬剤師が薬学的に分析・評価を行います。その上で、患者さま一人ひとりに適した薬剤服用歴の記録や必要な薬学的管理を実施しています。必要と判断される場合には、処方内容について医師へ提案を行うこともあります。

② 服薬管理指導料

患者さまごとに作成した薬剤服用履歴をもとに、処方されたお薬に重複や相互作用、アレルギーのリスクがないかを確認しています。その上で、薬剤情報提供文書を用いて、お薬の正しい服用方法や注意点についてご説明しています。

また、お薬をお渡しする際には、患者さまの服薬状況や体調の変化、残薬の有無などを確認しながら、適切にお薬を使用していただくために必要な情報を丁寧にお伝えしています。

お薬をお渡しした後も、服薬中の体調変化や服薬状況について継続的に確認を行い、必要に応じて追加の説明やアドバイスを実施しています。

③ 調剤基本料

本店及びみなみ店は調剤基本料1の施設基準に適合する薬局です。

④ 夜間・休日等加算

夜間・休日の診療・調剤体制の確保のため、以下の時間帯に受付・調剤した処方箋について、受付1回につき「夜間・休日等加算」として40点を加算させていただきます。

平日：午後7時～午前8時

土曜日：午後1時～午前8時

休日^{※1}：開局時間内（休日加算の対象となる休日を除く）

※1 日曜日、国民の祝日、12月29～31日、1月2～3日

⑤ 時間外加算、休日加算、深夜加算

開局時間以外の診療・調剤体制の確保のため、以下の時間帯に受付・調剤した処方箋について、受付1回につき所定点数にそれぞれ所定点数の割合を加算させていただきます。

時間外：開局時間以外の時間（深夜（午後10時～午前6時まで）及び休日を除く）：100分の100

休日（深夜を除く）：100分の140

深夜：100分の200

⑥ 地域支援・医薬品供給対応体制加算

本店及びみなみ店は地域における薬の安定的に供給する体制を整え、かつ後発医薬品の調剤を積極的に行っている薬局です。

本店：地域支援・医薬品供給対応体制加算1（直近3カ月の後発医薬品の数量割合85%以上）に適合する薬局です。

みなみ店：地域支援・医薬品供給対応体制加算3（地域支援・医薬品供給対応体制加算1の施設基準に加え、地域医療への貢献に相当の実績^{※2}を有する）に適合する薬局です。

※2 次項⑧参照

⑦ 連携強化加算

みなみ店は以下の基準に適合する薬局です。

- (1) 都道府県知事より第二種協定指定医療機関の指定を受けていること
- (2) 感染症対応に係る当該保険薬局の保険薬剤師に対する研修、訓練を年1回以上実施
- (3) 個人防護服を備蓄
- (4) 新型インフルエンザ等感染症等の発生時等において、要指導医薬品及び一般用医薬品の提供、感染症に係る体外診断用医薬品（検査キット）の提供、マスク等の感染症対応に必要な衛生材料等の提供ができる体制を新型インフルエンザ等感染症等の発生等がないときから備蓄し、これらを提供している
- (5) 自治体等からの要請により、避難所・救護所における医薬品の供給又は調剤所の設置に係る人員派遣等の協力等を行う体制整備
- (6) 災害対応に係る当該保険薬局の保険薬剤師に対する研修、訓練を年1回以上実施
- (7) 災害や新興感染症発生時における薬局の体制や対応について、それぞれの状況に応じた手順書等の作成
- (8) 情報通信機器等を用いた服薬指導を行う体制が整備されていること
- (9) 要指導医薬品及び一般用医薬品の販売、検査キット（対外診断用医薬品）の取扱い

⑧ 地域支援・医薬品供給対応体制加算3

みなみ店は以下の基準に適合する薬局です。

(体制基準)

- ・ 1,200 品目以上の医薬品の備蓄
- ・ 他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通
- ・ 医療材料、衛生材料の供給体制
- ・ 麻薬小売業の免許
- ・ 当薬局で取り扱う医薬品に係る情報提供に関する体制
- ・ 平日 8 時間以上、土・日いずれかに一定時間以上の開局、週 45 時間以上の開局
- ・ 休日、夜間の開局時間外であっても調剤、在宅業務に対応できる体制
- ・ 患者等からの相談体制の整備
- ・ 地域の行政機関、保健医療機関、訪問看護ステーション及び福祉関係者との連携体制とその周知
- ・ 在宅療養の支援に係る診療所、病院、訪問看護ステーションとの円滑な連携体制、ケアマネージャー、社会福祉士等の他の保健医療サービス、福祉サービスとの連携、在宅実績（年 24 回以上）、在宅患者訪問薬剤管理指導の届出、体制整備、周知
- ・ PMDA メディナビに登録、「プレアボイド事例の把握・収集に関する取組の有無」を「有」として直近 1 年以内に報告していること、副作用報告に係る手順書を作成し、報告を実施する体制を構築
- ・ かかりつけ薬剤師指導料等の施設基準の届出
- ・ 患者ごとの薬歴の記録、薬学管理、必要事項の記入、必要な指導
- ・ 管理薬剤師が、保険薬剤師として 5 年以上の薬局勤務経験、週 3 日以上勤務、当該保険薬局に継続して 1 年以上在籍
- ・ 定期的な研修の実施、学会への定期的な参加、発表
- ・ 患者のプライバシーへの配慮（パーテーション等の設置で区切られたカウンターを有する、椅子に座った状態で服薬指導ができるなど）
- ・ 要指導医薬品、一般用医薬品の販売、記録に基づく適切な医療の提供体制（健康サポート薬局要件の 48 薬効群を取扱うこと）
- ・ 健康相談または健康教室を行っている旨を薬局の内外に掲示・周知、地域住民の生活習慣の改善、疾病予防に資する取組み
- ・ 緊急避妊薬の備蓄と調剤体制
- ・ 敷地内禁煙、たばこ及び喫煙器具の販売をしていないこと
- ・ 血圧計、体重計、体組成計、血中酸素飽和度測定器などセルフメディケーション関連機器の設置
- ・ 薬事未承認の研究用試薬、検査サービスを提供していない

⑨ 在宅薬学総合加算1

みなみ店は以下の基準に適合する薬局です。

- ・ 在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出
- ・ 在宅患者に対する薬学管理及び指導の実績（年 48 回以上）
- ・ 緊急時等の開局時間以外の時間における在宅業務に対応できる体制及び周知
- ・ 在宅業務に必要な研修計画の実施、外部の学術研修の受講
- ・ 医療材料、衛生材料の供給体制
- ・ 麻薬小売業者免許の取得

⑩ 電子的調剤情報連携体制整備加算

みなみ店は以下の基準に適合する薬局です

- ・ オンラインによる調剤報酬の請求
- ・ オンライン資格確認を行う体制、活用
- ・ 電子処方箋により調剤する体制および重複投薬その他薬学的知見観点によるチェック体制
- ・ 電子薬歴による薬剤服用歴の管理体制
- ・ 電子カルテ情報共有サービスにより診療時情報を活用する体制
- ・ マイナ保険証の利用率が一定割合以上
- ・ 医療 DX 推進の体制に関する掲示
- ・ サイバーセキュリティの確保のために必要な措置

⑪ バイオ後続品調剤体制加算

本店及びみなみ店はバイオ後続品（国内で既に有効成分含有医薬品として承認されたバイオテクノロジー応用医薬品（先行バイオ医薬品）と同等／同質の品質、安全性、有効性を有する医薬品として、異なる製造販売業者により開発される医薬品）の調剤を積極的に行う必要な体制を整備しています

⑫ かかりつけ薬剤師

本店及びみなみ店には以下の基準を満たす、かかりつけ薬剤師が在籍しています。

- ・ 保険薬剤師の経験3年以上
- ・ 週31時間以上の勤務
- ・ 当薬局へ1年以上の在籍
- ・ 研修認定薬剤師の取得
- ・ 医療に係る地域活動の取組への参画

患者さまの「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用していただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け付けることで、使用している薬の情報を一元的・継続的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明を行います。

⑬ 特定薬剤管理指導加算2

みなみ店は以下の基準に適合する薬局です。

- ・ 保険薬剤師の経験5年以上の薬剤師が勤務
- ・ 患者のプライバシーに配慮した上で服薬指導を実施する体制
- ・ 麻薬小売業者免許の取得
- ・ 医療機関が実施する化学療法に係る研修会への参加（年1回以上）

当薬局では、抗がん剤注射による治療を行う患者さまに対して、治療内容を把握し処方医との連携のもと、副作用の確認等のフォローアップを行います。

⑭ 調剤ベースアップ評価料加算

薬剤師をはじめとする薬局職員の処遇改善（賃上げ）及び安定した医療提供体制の確保を目的として、厚生労働省の規定に基づく「調剤ベースアップ評価料」を算定しています。

この評価料は調剤現場で働く薬局職員（40歳以上の薬剤師、管理者を除く）の賃上げに全額充てられます。

ご理解のほどお願い申し上げます。

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則に関する事項

① 明細書発行

当薬局では、医療の透明性を大切にし、患者さまへ積極的に情報をご提供するため、領収書とあわせて「調剤報酬の算定項目が記載された明細書」を無料でお渡ししております。医療費の自己負担がない公費負担医療の方につきましても、ご希望があれば明細書を無料で発行いたします。

明細書には、調剤に使用されたお薬の名前や服用量などが記載されております。ご家族など代理の方が会計される場合も、同様の明細書をお渡しすることになりますので、明細書の発行を希望されない場合は、お手数ですが会計時にお知らせください。

② 容器代

当薬局では、水剤、軟膏、外用液剤等の保険調剤に係る容器の代金は無料です。

自費調剤に必要な容器や小分け用に容器等を希望される場合は、以下の通りの金額（税込み）にて販売いたします。

※令和8年6月1日現在

容器種類	規格	金額
水剤（シロップ）容器	30 mL	60円
	60 mL	60円
	100 mL	60円
	150 mL	60円
	300 mL	100円
水剤容器用スポイト	30 mL 容器用	30円
	60 mL 容器用	30円
軟膏容器	5 mL	60円
	10 mL	60円
	24 mL	60円
	60 mL	60円
	36 mL	60円
	120 mL	100円
外用液剤容器	30 mL	60円
	100 mL	60円
点鼻用容器	20 mL	60円
鼻洗浄用点鼻容器	スプレー	400円